

# 第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、それぞれの環境分野に共通した基本となる施策として、環境基本条例を中心とする各種の条例・規則等を制定し、厳正に運用するとともに、大阪府環境審議会、大阪府環境行政推進会議、豊かな環境づくり大阪府民会議等の推進体制等の適切な運営を通じ、規制的手法や環境影響評価、環境教育等の各種の施策を総合的に推進した。

## 第1節 総合的・計画的な施策推進

### 第1 諸施策の相互連携

#### ①環境基本条例等の施行

##### ■環境基本条例の推進

平成6年3月に制定し、同年4月から施行した「環境基本条例」に基づき、都市・生活型公害や地球環境問題への対応、より快適な環境に対する府民ニーズの高まり等、多様化する環境をめぐる社会状況を踏まえ、『人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造』を目指し、生活環境、自然環境、都市環境（歴史的文化的環境を含む。）及び地球環境に係る環境施策を総合的・計画的に推進した。

##### ■生活環境の保全等に関する条例の推進

環境基本条例の理念にのっとり、大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害の防止に関する規制の措置、生活環境の保全に関して推進する施策等を定めた「生活環境保全条例」を平成6年3月に制定し、同年11月から施行した。

あわせて、公害対策審議会からの答申をもとに、生活環境保全条例に規定する届出施設や規制基準等の事項を定める「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号）を制定し、条例と同時に施行した。

##### ■自然環境保全条例の推進

環境基本条例の理念にのっとり、多様性のある豊かな緑の創出や野生動植物の生息等への配慮等の新たな方策を盛り込んで改正した「大阪府自然環境保全条例」（昭和48年大阪府条例第2号）に基づき、自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保を推進した。

#### ②環境総合計画等の推進

##### ■環境総合計画の推進

環境基本条例の理念にのっとり、環境をめぐる国内外の動向や府域の情勢を踏まえ、諸施策を総合的かつ計画的に推進するため、同条例第9条に基づき、平成8年3月に「大阪府環境総合計画」（1-1-1表）を策定し、同計画の長期的な目標である『豊かな環境都市・大阪』の構築の実現に向け、諸施策の推

進に努めた。

また、各施策への取組の具体的な内容を示すため、「平成10年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」をとりまとめた。

1-1-1表 大阪府環境総合計画の概要

計 画 の 期 間	21世紀の第1四半期（2025年）を見通しつつ、平成13年度（2001年度）まで
計画の対象地域	大阪湾を含む大阪府全域
2025年を目途とした 長期的な目標	「豊かな環境都市・大阪」の構築 ・環境への負荷が少なく良好な環境が享受できる大阪 ・ゆとりと潤いがあり、四季が感じられる大阪 ・環境を大切にす文化が誇れる大阪 5つの主要な課題別の目標（交通、資源、エネルギー、水、緑）
長期的な目標の 達成の方途	・環境負荷の少ない循環型システムへの変革 ・自然が調和できる活力ある都市の構築 ・自主的に環境に配慮する気運づくり
21世紀初頭までの 施策の展開	豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進 総合的・計画的な施策推進／事業活動における環境への配慮／自主的な活動の促進／ 環境情報の活用／調査研究の推進 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現 自動車公害の防止／廃棄物・リサイクル対策の推進／大気環境の保全／水環境の保全 ／地盤環境の保全／騒音・振動の防止／環境保健対策等の推進 自然と共生する豊かな環境の創造 生態系の多様性の確保／多様な自然環境の保全・回復、活用／自然とふれあう場と機 会づくり／自然環境の保全・創造のための活動の推進 文化と伝統の香り高い環境の創造 潤いと安らぎのある都市空間の形成／美しい景観の形成／歴史的文化的環境の形成 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造 地球環境保全に資する取組の推進／環境に優しい地域づくり
計画の効果的推進	・環境に配慮した取組の推進（各主体の役割と取組） ・計画の推進体制と進行管理（推進体制、各主体の連携等）

#### ■みどりの大阪21推進プランの推進

みどりあふれる環境の中で心の豊かさを実感できる世界都市大阪を実現していくため、「文化的でアメニティ豊かな都市の実現」、「自然と人間が共生するエコ社会の構築」、「安全な都市づくり」の3つを基本目標とした「みどりの大阪21推進プラン」(平成8年2月策定)に基づき、府、市町村、事業者、府民が、それぞれの立場で役割を担い、相互に連携を保ちながら、本プランを推進するための施策を実施した。

また、同プランを受け、府全域を対象とした広域的観点から、みどりの確保目標水準や配置計画等を定めた「大阪府広域緑地計画」を平成11年3月に策定した。

#### ③環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進

##### ■環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進

大阪府が、事業者、消費者の立場からあらゆる事務事業に環境への配慮を徹底していくことを目指して、平成9年3月に策定した「環境にやさしい大阪府庁行動計画（府庁エコアクションプラン）」に基づき、省エネルギーやリサイクル等の取組を推進するとともに、環境負荷改善状況調査を実施し、計画の点検を行った。

## ■グリーン購入の推進

環境にやさしい大阪府庁行動計画に基づき、平成9年度から事務用品について実施しているグリーン購入（環境にやさしい商品の優先購入）について、白色度70のコピー用紙への一部切替えなど、対象品目の拡充を図り、積極的な購入を推進した。

### ■クリアー作戦「ハートフル・ハーフ運動」

平成9年7月から、事務改善の一環として、作成段階からの文書の減量化に取り組んでいる。主な取り組みは、ワンペーパー化（簡潔な文書の作成）の促進や両面コピーの徹底である。庁内啓発として、ポスター・シールの作成・掲示等を行った。

## ④ I S O 14001の認証取得

### ■ I S O 14001の認証取得

環境にやさしい大阪府庁行動計画に基づく取組を一層、充実強化するため、平成11年2月、本庁舎において環境管理の国際規格である I S O 14001（環境 I S O）の認証を取得した。概要は1-1-2表のとおりである。

1-1-2表 府の環境 I S O の概要

基本的事項	適用範囲	大阪府庁本庁舎における事務活動
	計画年次	平成10年度～12年度
	実施主体	府環境行政推進会議（議長：知事）
環境管理基本方針		平成10年12月8日に策定
重点的な目標・取組項目		省エネルギーの推進（電気等のエネルギー使用量削減） →12年度までに7年度の使用量を基準にCO <sub>2</sub> 換算で7%削減 ・省資源の徹底（コピー用紙使用量削減等） →12年度までに7年度の使用量を基準に30%削減 ・リサイクルの推進（廃棄物処分量の削減） →12年度までに7年度の処分量を基準にCO <sub>2</sub> 換算で50%削減 ・グリーン購入の推進（事務用品のグリーン購入） →10～12年度はエコ製品率を金額ベース50%以上
推進体制	計画（PLAN）	府環境行政推進会議及び環境管理責任者が進行管理
	実行（DO）	庁内環境総括責任者（各部次長）が実施責任者
	点検（CHECK）	環境監査役において、内部環境監査を実施
	見直し（ACTION）	府環境行政推進会議が計画の見直し

### ■村野浄水場環境 I S O 認証取得

地球環境にやさしい水道事業体として、環境負荷の少ない水づくりを推進するため、府営水道の約8割の水をつくる村野浄水場において、平成11年度での I S O 14001の認証取得を目指した取組を行った。

平成10年度は、予備調査を完了するとともに、環境マニュアルの策定を行った。

## ⑤ 審議会における審議

### ■環境審議会における審議

大阪府環境審議会は、環境基本法（平成5年法律第91号）、水質汚濁防止法及び大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号）に基づき、府内における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、平成6年8月に設置された。平成10年3月31日現在、委員は43名、幹事は24名であり、平成10年度に

おける審議状況は、1-1-3表のとおりである。

1-1-3表 大阪府環境審議会における審議状況

開催年月日	議 題
平10. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画について（諮問）</li> <li>・平成9年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策について（報告）</li> <li>・大阪府のダイオキシン対策について（報告）</li> <li>・騒音に係る環境基準の改正について（報告）</li> </ul>

■自然環境保全審議会における審議

大阪府自然環境保全審議会は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）及び大阪府自然環境保全審議会条例（昭和48年大阪府条例第3号）に基づき、大阪府における自然環境保全に関する基本的事項及び温泉行政に関し必要な事項を調査審議するため、昭和48年3月に設置され、平成11年3月31日現在、委員は35名である。平成10年度における審議状況は、1-1-4表のとおりである。

1-1-4表 大阪府自然環境保全審議会における審議状況

（審議会）

開催年月日	議 題
平10. 8. 5	・国定公園拡大地域整備事業について（報告）

（温泉部会）

開催年月日	議 題
平10. 8. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉掘さく許可について（諮問及び答申）</li> <li>・温泉動力装置許可について（諮問及び答申）</li> </ul>
平11. 2. 4	・温泉掘さく許可について（諮問及び答申）

⑥府の機関相互の連携による施策推進

■環境行政推進会議の場の活用

環境基本条例に基づき、庁内関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、知事を議長、副知事を副議長、関係部局長等19名を委員とする大阪府環境行政推進会議を開催し、環境ISOの推進等を検討した（1-1-5表）。

1-1-5表 大阪府環境行政推進会議の開催状況

開催年月日	議 題
平10. 5. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成10年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」について</li> <li>・ISO14001の認証取得の推進について</li> <li>・ダイオキシン対策について</li> </ul>
平10. 8. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成9年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告」について</li> <li>・「環境ISOの認証取得に向けての基本的な考え方」について</li> </ul>
平11. 1. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境ISOの認証取得について</li> </ul>

⑦府民等との協働による施策推進

■豊かな環境づくり大阪府民会議の運営

府、市町村、事業者、民間団体等で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」において、平成10年5月に改定した「豊かな環境づくり大阪行動計画－地球環境を守る大阪府民のローカルアジェンダ21」に基づき、それぞれの立場での実践活動を展開した（1-1-6表）。

1-1-6表 豊かな環境づくり大阪府民会議の開催状況

開催年月日	議 題
・平10. 5. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成10年度豊かな環境づくり大阪行動計画」の策定について</li> <li>・「おおさか環境賞」受賞者の決定について</li> <li>・「豊かな環境づくり大阪府民の集い」について</li> </ul>
・平11. 1. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成11年度豊かな環境づくり大阪行動計画骨子（案）」について</li> <li>・平成11年度府民会議事業について</li> </ul>

第2 各種計画との連携

①各種計画との調整・連携

■環境総合計画と大阪地域公害防止計画との整合性の確保

平成10年2月に内閣総理大臣の指示を受け、大阪地域（島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町及び千早赤阪村を除く）を対象として策定した第6次「大阪地域公害防止計画」（計画期間：平成9年度から平成13年度）について、大阪府環境総合計画との整合性に配慮しながら、諸施策の推進に努めるとともに、平成9年度末時点での事業の進捗状況を調査した（1-1-7表）。

1-1-7表 大阪地域公害防止計画（第6次）進捗状況

（単位：億円）

事業名		計画事業費 (A)	実績事業費 (平成9年度) (B)	進捗率 (%) (B) / (A)
公害 対策 事業	特例負担適用	8,128	816	10.0
	特例負担非適用	9,266	1,487	16.0
	小計	17,394	2,304	13.2
公害関連事業		7,309	1,117	15.3
民間事業者が講じる措置		572	180	31.5
合計		25,275	3,601	14.2

#### ■主な関係計画との調整・連携

環境に優先的に配慮してあらゆる取組を進めるという視点に立ち、府において策定する関係計画について、豊かな環境の保全と創造に向けて調整・連携を図った（1-1-8表）。

1-1-8表 平成10年度に策定した関係計画

計 画 名	策定時期
大阪府建設リサイクル行動計画	平成10年8月
大阪府関連整備地域整備計画	平成10年8月
大阪府広域緑地計画	平成11年3月

### 第3 多様な施策手法の活用

#### ■多様な施策手法の活用

事業活動に対する規制的手法のほか、自主的な環境管理、経済的手段による誘導的手法、環境教育等の多様な施策手法を適切に組み合わせることにより、豊かな環境の保全と創造に関する諸施策の総合的推進を図った。